

パブリック・コメント手続きにより提出された意見・質問に対する回答に基づく

第5期鳥栖市障害者福祉計画及び第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>① P31</p> <p>7 選挙等における配慮 【選挙管理委員会事務局】</p> <p>投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置など、必要に応じて移動に困難を抱える障害者等が投票しやすい環境への配慮に努めます。</p> <p>また、視覚障害者が投票しやすいよう、点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。</p>	<p>P31</p> <p>7 選挙等における配慮 【選挙管理委員会事務局】</p> <p>投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置、<u>点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。</u></p> <p><u>あわせて、投票に支援が必要な方へ代理投票等の配慮を行い、障害者等が投票しやすい環境に努めます。</u></p>
<p>②</p> <p>8 ヘルプマークの<u>配布・普及</u> 【高齢障害福祉課】</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、<u>ヘルプマークの配布・普及を行います。</u></p>	<p>8 ヘルプマーク・<u>ヘルプカードの配布・広報活動</u> 【高齢障害福祉課】</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、<u>ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>③ P40</p>	<p>P40</p> <p>8 外国人への支援 【市民協働推進課】</p> <p>外国人に必要な行政サービスについて、やさしい日本語や多言語での情報提供に努めます。また、専門的な相談や問い合わせについては、語学ボランティアや県の多言語コールセンターなどを活用し、相談に対応できる体制づくりに努めます。</p>
<p>④ P70</p> <p>5 避難所情報の周知と整備充実 【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】</p> <p>避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。</p> <p>また、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。</p>	<p>P70</p> <p>5 避難所情報の周知と整備充実 【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】</p> <p>避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。</p> <p>また、<u>避難物資の備蓄や医療品等の調達、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備に努めます。</u></p>
<p>⑤ P71</p> <p>(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止 現状と課題</p> <p><u>障害者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障害者自身が防犯知識や消費生活に関する知識を身につけるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。</u></p>	<p>P71</p> <p>(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止 現状と課題</p> <p><u>障害者を犯罪や消費者被害から守るためには、障害者及びその家族や支援者等に対し、防犯や消費者被害にあわないための啓発を行うとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>⑥ P71</p> <p>2 消費者トラブルの防止 【高齢障害福祉課・市民協働推進課】</p> <p>また、必要に応じ成年後見制度の活用ができるよう制度の周知を行います。</p>	<p>P71</p> <p>2 消費者トラブルの防止 【高齢障害福祉課・市民協働推進課】</p> <p>また、必要に応じ成年後見制度の<u>情報提供を行います。</u></p>
<p>⑦ P73</p> <p>(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 (略)</p> <p>本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年末時点における施設入所者(64人)の6%以上(4人)を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上(2人)削減することを目標とします。</p>	<p>P73</p> <p>(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行</p> <p>本計画では、引き続き、<u>グループホーム等の利用促進を図る事や訪問系・日中活動系サービスの利用により、</u>施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年末時点における施設入所者(64人)の6%以上(4人)を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上(2人)削減することを目標とします。</p>